

先進半導体プラズマプロセスコンソーシアム（CASPP）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 コンソーシアムの名称は「先進半導体プラズマプロセスコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）」とする。

（設立日）

第2条 本コンソーシアムの設立日を以下のとおりとする。

2021年10月1日

（事務所）

第3条 本コンソーシアムは、その主たる事務所を下記に置く。

名古屋市千種区不老町1

東海国立大学機構名古屋大学低温プラズマ科学研究センター

（目的）

第4条 本コンソーシアムは、将来の産業と地球環境や持続可能な暮らしの鍵を握る先進プラズマプロセス科学を深化させると共に各分野との融合により、その未知数の可能性を探り、新しいプラズマプロセス技術の創製によって、新しい価値を創出し、産業を通じて人類の持続的発展に貢献することを目指し、また参加する個々のチカラを高め合うことを目的とする。

（活動）

第5条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの目的を達成するため、次の各号の活動を行う。

(1) 勉強会、講演会、セミナー等の開催

(2) 本コンソーシアムにおける活動・成果の発信

(3) その他、本コンソーシアムの目的を達成するための活動

第2章 会員

（会員）

第6条 コンソーシアムの目的及び活動に賛同する個人とする。

(入会)

第7条 本コンソーシアムの会員になろうとする場合は、本コンソーシアムのホームページから入会登録を行うことにより会員になることができる。

(会費)

第8条 本コンソーシアムの会費は無料とする。

(退会)

第9条 本コンソーシアムから退会しようとする者は、会員の意思により本コンソーシアムのホームページから退会することが出来る。

2 本規約を遵守しないとき又は本会員にふさわしくないと世話人会で判断された場合、会長は当該会員を退会させることが出来る。

第3章 組織

(会長)

第10条 本コンソーシアムの会長は、東海国立大学機構名古屋大学低温プラズマ科学研究センターの長とする。

2 会長が、コンソーシアムの会務を総括する。

(世話人会)

第11条 本コンソーシアムを運営するため、世話人会を置く。

第4章 その他

(知的財産権の取扱い)

第12条 本コンソーシアムにおける知的財産権の取扱いについては、必要に応じて別に定める。

(秘密保持)

第13条 本コンソーシアムの活動において開示または提供される情報の秘密保持については、必要に応じて別に定める。

(その他)

第14条 本規約の改廃は、世話人会の議を経て決定する。

- 2 本規約に定めのない事項又は本規約に関する疑義を生じたときは、世話人会において協議し、決定する。